

県直営の公の施設一覧

(令和5年4月1日現在・43施設)

| 所管 部局 | 主務課 | No. | 施設の名称 (所在市町村) | 直営により管理する理由 |
|----------|-------------|-----|----------------------------|---|
| 総務 | 政策法務課 | 1 | 千葉県文書館 (千葉市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>—</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書館の管理運営には、歴史公文書・古文書の歴史的な評価、収集、修復、保存、公開など、専門的知識とノウハウが必要であり、現時点において、これを取り扱える事業者はない。 歴史公文書・古文書を閲覧に供することは、個人情報等の公開の可否について、行政としての判断が必要となる。また、行政資料の収集・公開についても、各部署の所掌業務の熟知など行政全般にわたる知見や、各部署との密接な連携体制が求められることから、直営による管理が必要である。 管理主体が一定期間ごとにも変わることも想定される指定管理者制度では、古文書の寄贈・寄託者の信頼が得られず、資料収集に支障をきたすおそれがある。 歴史公文書・古文書・行政資料を閲覧に供することは、行政本来の業務であり、これに料金を課すことはできない。また、当館の展示スペースは狭く、有料とするような大規模な企画展の開催も難しいことから、指定管理者が独自収入を得ることはできず、事業者のメリットは少ない。 <p>②検討結果</p> <p>以上により、現時点では、指定管理者制度導入による効率的・効果的な管理運営が期待できないため、県直営とする。</p> |
| 総合 企画 | 男女共同参 画課 | 2 | 千葉県男女共同参画 センター (千葉市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>—</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容</p> <p>県の男女共同参画の事業展開に当たっては、講座・イベントの企画運営だけでなく、専門性を必要とする相談業務、配偶者暴力相談支援センターとしての機能が必要であるが、これらを網羅できる規模と高度な専門性を有する団体は県内にない。また、男女共同参画地域推進員事業における市町村との連携機能が必要であることから、指定管理者制度の導入を検討する際には、各地域の実情をよく知る県内の団体であることが求められる。</p> <p>②検討結果</p> <p>現時点では県の男女共同参画の事業展開をできる規模と高度な専門性を有し、かつ、各地域の実情をよく知る団体は県内にないため、県直営とする。</p> |
| 健康 福祉 | 児童家庭課 | 3 | 千葉県富浦学園 (南房総市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>当施設は、通常の児童養護に併せ、虐待により心身に傷を負い、心理的ケアや治療が必要等、民間施設では受入れが困難な児童をも受け入れるべき施設であり、高度・専門的なケアを行うため、県の負担により職員配置を手厚くしている。</p> <p>一方、民間の施設運営は、国の措置費によって行われており、対応が困難な児童へ手厚い支援を行うには、施設の負担が増加し、運営を圧迫することが懸念されるため、直営が妥当である。</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容</p> <p>—</p> <p>②検討結果</p> <p>—</p> |
| | | 4 | 千葉県生実学校 (千葉市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>児童自立支援施設は児童福祉法施行令第36条の規定により、県に設置が義務付けられている。施設運営の安全性・安定性・継続性や、職員の極めて高い専門性を確保するため、県直営で行う。</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容</p> <p>—</p> <p>②検討結果</p> <p>—</p> |

| 所管 部局 | 主務課 | No. | 施設の名称 (所在市町村) | 直営により管理する理由 |
|----------|--------------|-----|----------------------------|---|
| 健康 福祉 | 障害者福祉 推進課 | 5 | 千葉県 精神保健福祉センター (千葉市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項の規定により都道府県に設置が義務付けられている。また、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的な機関として審査を行う精神医療審査会については、精神保健福祉法第6条第2項第3号により、精神保健福祉センターの業務として明記されており、審査の独立性を確保する必要があることから、県が直営で行う必要がある。</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容 —</p> <p>②検討結果 —</p> |
| | 医療整備課 | 6 | 千葉県立保健医療大学 (千葉市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>学校教育法第5条の規定により、設置者である県が管理することとされているため。</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容 —</p> <p>②検討結果 —</p> |
| | | 7 | 千葉県立 鶴舞看護専門学校 (市原市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>学校教育法第133条（同法5条の準用）により、設置者である県が管理することとされているため。</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容 —</p> <p>②検討結果 —</p> |
| | | 8 | 千葉県立 野田看護専門学校 (野田市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>学校教育法第133条（同法5条の準用）により、設置者である県が管理することとされているため。</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容 —</p> <p>②検討結果 —</p> |
| 環境 生活 | くらし安全推 進課 | 9 | 千葉県消費者センター (船橋市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>消費者安全法第10条により都道府県に設置しなければならないこととされている。消費者からの相談の一部が規制権限の行使（業者指導）に連動しており、県直営が適当。</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容 —</p> <p>②検討結果 —</p> |

| 所管 部局 | 主務課 | No. | 施設の名称 (所在市町村) | 直営により管理する理由 |
|----------|-------|-----|--|--|
| 環境 生活 | 文化振興課 | 10 | 教育機関 千葉県立中央博物館 (千葉市) 分館海の博物館 (勝浦市) 大利根分館 (香取市) 大多喜城分館 (大多喜町) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】 千葉県教育委員会では、令和2年9月に「千葉県立博物館の今後の在り方」を策定し、各県立博物館・美術館の見直しの方向性を定めた。この中で、「県域を俯瞰した博物館活動を行う美術館、中央博物館、分館海の博物館、房総のむらの4施設は、機能集約・強化・活性化を図りながら現状の運営体制を維持する、地域史と特定テーマを扱う大利根分館、大多喜城分館、現代産業科学館、関宿城博物館の4施設は、博物館機能の継承を前提に、地元での利活用を優先し、指定管理者制度は導入しない」という方向で検討している。 中央博物館本館・分館海の博物館は、県全域を対象に活動する唯一の自然誌・歴史の総合博物館であり、県の博物館行政の中核をなす施設であることから県の事務として行う必要がある。また、文部科学省の研究機関に指定されている高度な専門性を維持するためには指定管理者制度の導入には適さず、直営により管理する必要がある。 大利根分館、大多喜城分館については、関係市町と地元での利活用についての協議を進める。</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】 ①検討内容 — ②検討結果 —</p> |
| | | 11 | 教育機関 千葉県立関宿城博物館 (野田市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】 千葉県教育委員会では、令和2年9月に「千葉県立博物館の今後の在り方」を策定し、各県立博物館・美術館の見直しの方向性を定めた。この中で、「県域を俯瞰した博物館活動を行う美術館、中央博物館、分館海の博物館、房総のむらの4施設は、機能集約・強化・活性化を図りながら現状の運営体制を維持する、地域史と特定テーマを扱う大利根分館、大多喜城分館、現代産業科学館、関宿城博物館の4施設は、博物館機能の継承を前提に、地元での利活用を優先し(移譲)、指定管理者制度は導入しない」という方向で検討している。 関宿城博物館については、関係市町と地元での利活用についての協議を進める。</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】 ①検討内容 — ②検討結果 —</p> |
| | | 12 | 教育機関 千葉県立美術館 (千葉市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】 千葉県教育委員会では、令和2年9月に「千葉県立博物館の今後の在り方」を策定し、各県立博物館・美術館の見直しの方向性を定めた。この中で、「県域を俯瞰した博物館活動を行う美術館、中央博物館、分館海の博物館、房総のむらの4施設は、機能集約・強化・活性化を図りながら現状の運営体制を維持する、地域史と特定テーマを扱う大利根分館、大多喜城分館、現代産業科学館、関宿城博物館の4施設は、博物館機能の継承を前提に、地元での利活用を優先し(移譲)、指定管理者制度は導入しない」という方向で検討している。 県全域を対象に活動する唯一の美術館であり、県の博物館行政の中核をなす施設であることから県の事務として行う必要がある。また、教育的な非採算事業が大きな比重を占めることから指定管理者制度の導入には適さず、直営により管理する必要がある。</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】 ①検討内容 — ②検討結果 —</p> |

| 所管 部局 | 主務課 | No. | 施設の名称 (所在市町村) | 直営により管理する理由 |
|----------|------------|-----|----------------------------------|---|
| 環境 生活 | 文化振興課 | 13 | 教育機関 千葉県立現代産業科学 館 (市川市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>千葉県教育委員会では、令和2年9月に「千葉県立博物館の今後の在り方」を策定し、各県立博物館・美術館の見直しの方向性を定めた。この中で、「県域を俯瞰した博物館活動を行う美術館、中央博物館、分館海の博物館、房総のむらの4施設は、機能集約・強化・活性化を図りながら現状の運営体制を維持する、地域史と特定テーマを扱う大利根分館、大多喜城分館、現代産業科学館、関宿城博物館の4施設は、博物館機能の継承を前提に、地元での利活用を優先し(移譲)、指定管理者制度は導入しない」という方向で検討している。</p> <p>現代産業科学館については、関係市町と地元での利活用についての協議を進める。</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容 —</p> <p>②検討結果 —</p> |
| 商工 労働 | 産業人材課 | 14 | 千葉県立 市原高等技術専門校 (市原市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の高等技術専門校での職業訓練の内容は、ものづくり系の訓練に特化した内容を実施しており、民間教育訓練機関では設備や人員の配置が困難なため。 ・対象者が学卒者や離職者であることから、経済・雇用情勢等の変化により年度ごとの応募状況の変化が大きく、事業収入を確保することが難しいため制度に馴染まない。 ・また訓練内容について一定レベルの水準を維持するため、連続性を確保しながら常に見直していく必要があるなど、指定管理者制度では、柔軟な対応が困難であること。 <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容 —</p> <p>②検討結果 —</p> |
| | | 15 | 千葉県立 船橋高等技術専門校 (船橋市) | |
| | | 16 | 千葉県立 我孫子高等技術専門校 (我孫子市) | |
| | | 17 | 千葉県立 旭高等技術専門校 (旭市) | |
| | | 18 | 千葉県立 東金高等技術専門校 (東金市) | |
| | | 19 | 千葉県立 障害者高等技術専門校 (千葉市) | |
| 農林 水産 | 畜産課 | 20 | 千葉県乳牛育成牧場 (市原市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>本県の牛の改良増殖に関する研究拠点施設であり、併せて牛の育成技術や飼料となる牧草生産に関する試験を行う研究機関でもある。</p> <p>また、家畜の改良増殖について定められた「家畜改良増殖法」において、国及び都道府県はその促進に有効な事項について、これを積極的に行わなければならないと定めている。</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容 —</p> <p>②検討結果 —</p> |
| | 担い手支援 課 | 21 | 千葉県立農業大学校 (東金市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>学校教育法第133条（同法5条の準用）により、設置者が自ら管理を行うこととされているため。</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容 —</p> <p>②検討結果 —</p> |

| 所管 部局 | 主務課 | No. | 施設の名称 (所在市町村) | 直営により管理する理由 |
|----------|-----|-----|----------------------------------|---|
| 県土 整備 | 港湾課 | 22 | 千葉みなと駅前旅客船棧橋 (千葉市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>—</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容 千葉みなと駅前地区港湾緑地及び旅客船棧橋等の運営について、県としては地元市である千葉市と連携し、当該施設を核とした港湾施設などの臨海部の有効活用により、新たな千葉の魅力を創設するための構想を検討しているところである。 また千葉市においては、当該施設を含む臨海部のまちづくりや海を活用した地域の活性化を重点施策と位置付けており、将来的には複数の県有施設や財産を一体的に管理・活用することも含めた検討を行っている。</p> <p>②検討結果 現在、県・市の間で協議を進めているところであるが、施設内における様々な形態の地域活性化施策の展開など、市が構想する施策を幅広く選択可能とし、その裁量権をできる限り広く付与することにより施設の最大限の有効活用を図るため、「千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により、千葉市に管理権限を委譲し、管理・運営を行っている。</p> |
| | | 23 | 館山港多目的観光棧橋 (館山市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>—</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容 当該施設は、館山港及び周辺地域の観光・レクリエーション分野の機能強化を想定し建設された施設であり、地元自治体の館山市との連携の下に管理することで、効率的・効果的な利用が図られるものである。 このため館山市が指定管理者として管理を行うこと（利用料金制をとること）について協議を行っているが、整備が当初計画の規模まで進んでいないこと、管理財源の確保や人員確保が難しいこと等の理由により協議が滞っている。</p> <p>②検討結果 今後も管理方法については引き続き館山市と協議を行う。</p> |
| 公園緑地課 | | 24 | 千葉県立都市公園 羽衣公園 (千葉市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>—</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容 公園規模、立地箇所等の観点から民間事業者等の運営の可能性及び県民サービスの向上の可能性等について検討。</p> <p>②検討結果 公園が小規模であり、有料施設もなく、指定管理制度を導入してもサービスの向上、コスト縮減が特段期待できないため、県直営とする。</p> |
| | | 25 | 千葉県立都市公園 千葉県スポーツセンター (千葉市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>公園全域について千葉県環境生活部スポーツ・文化局に都市公園法第5条に基づく設置許可を行っており、千葉県環境生活部スポーツ・文化局が千葉県総合スポーツセンターとして管理し、指定管理者制度を導入している。</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容 —</p> <p>②検討結果 —</p> |
| | | 26 | 千葉県立都市公園 幕張海浜公園 (千葉市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>公園山側については平成31年度から千葉市に都市公園法第5条に基づく管理許可を行っており、千葉市が当該エリアへの民間活力導入を目指している。 公園海側については都市公園法第5条に基づく設置許可又は管理許可を公益財団法人日本サッカー協会、(株)千葉ロッテマリーンズに対しそれぞれ行っている。残りのエリアでは、現在千葉市がマリスタジアムの今後のあり方について検討しており、引き続き県による直営管理とする。</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容 —</p> <p>②検討結果 —</p> |

| 所管 部局 | 主務課 | No. | 施設の名称 (所在市町村) | 直営により管理する理由 |
|----------|----------------|-----|------------------------------|--|
| 県土 整備 | 公園緑地課 | 27 | 千葉県立都市公園 市野谷の森公園 (流山市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>—</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容 現在整備中の公園の一部を開園したものであり、その施設内容について、民間事業者等の運営及び県民サービスの向上の可能性等を検討。</p> <p>②検討結果 開園部分が小規模であり、有料施設もなく、指定管理制度を導入してもサービスの向上、コスト縮減が特段期待できないため、県直営とする。</p> |
| | 下水道課 | 28 | 流域下水道 | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>国から、平成13年に、性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドラインが示され、また、平成16年に、下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について通知されたことを受け、県では、平成19年度からコスト縮減や効率的な維持管理を遂行するため、民間のノウハウを活用した包括的民間委託を導入している。</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容 —</p> <p>②検討結果 —</p> |
| | 住宅課 | 29 | 県営住宅 | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>平成18年4月から、公営住宅法に基づく管理代行制度の導入により、千葉県住宅供給公社に管理を代行させているため。</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容 —</p> <p>②検討結果 —</p> |
| 教育 | 教育振興部 生涯学習課 | 30 | 教育機関 さわやかちば県民プラザ (柏市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>—</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容 当施設は「生涯学習の推進のための施策の推進体制等の整備に関する法律」第3条に規定されている県の役割を踏まえ、県の生涯学習推進センターとして、市町村の生涯学習担当者の人材育成や生涯学習に資する調査・研究、先導的事業など、県の生涯学習施策に直接関わる事業を実施している。これらの事業は県が直接企画・運営することが必要であることを踏まえ、今後の対応を検討している。</p> <p>②検討結果 施設運営の効率化等の観点から、今後の対応について引き続き検討していく。</p> |

| 所管部局 | 主務課 | No. | 施設の名称 (所在市町村) | 直営により管理する理由 |
|--------------------|----------------|------------------------------------|--|--|
| 教育 | 教育振興部 生涯学習課 | 31 | 教育機関 千葉県立中央図書館 (千葉市) | 【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】 — 【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】 ①検討内容 平成23年12月に策定した「千葉県立図書館の今後の在り方」の中で、管理運営の在り方を示したとおり県立図書館の役割は広域的かつ総合的な立場から県内図書館ネットワークの推進、市町村立図書館等への支援、図書館未設置市町村の図書館設置促進の助言・支援など、県内市町村や関係機関との広域的・長期的視野に立った連携・協力が必要な業務であり、県が直接行うべきものである。 また、社会の変化に対応した先進的な図書館サービスやその評価方法の調査・研究、域内の図書館職員への研修プログラムの開発・実施は、図書館活動の最先端の取組として、大学や関係機関等との連携を図り新たに企画・開発していくべきもので、このような能力・経験を持った司書の継続的な確保を考えると、指定管理者制度の導入は難しいと判断し、県が直接管理運営することとしている。 なお、都道府県立図書館での指定管理者導入の状況は、全国で7府県8館であり(*1)、内容も施設管理や一部業務に限定されている。 また、市町村立図書館では指定管理者制度を導入し、直営に戻した図書館も全国で20館確認されている(*1)。 ②検討結果 県立図書館としては、既存施設の管理のみに指定管理者制度を導入したとしても、効率的・効果的な管理運営が期待できないため、県直営とする。 <small>*1 日本図書館協会「図書館における指定管理者制度の導入等の調査について2020（報告）」（令和3年10月1日発表）</small> |
| | | 32 | 教育機関 千葉県立西部図書館 (松戸市) | |
| | | 33 | 教育機関 千葉県立東部図書館 (旭市) | |
| 教育振興部 学習指導課 | 34 | 教育機関 千葉県総合教育センター (千葉市) | 【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】 教職員の資質向上及び学習指導のあり方等について、県の方針・施策を企画し、研修事業及び研究事業を実施・推進する中心的な機関であり、教育の施策として行政が携わるべき分野であるため、県直営で行う必要がある。 【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】 ①検討内容 — ②検討結果 — | |
| 教育振興部 児童生徒安全課 | 35 | 教育機関 千葉県子どもと親のサポートセンター (千葉市) | 【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】 いじめや不登校など様々な課題に対し、専門性をもって各学校への直接支援、市町村教委への指導助言、各種研修・研究事業の企画や実施等を行い、教育相談業務に関わるセンター的機能を有する。これらは教育施策として行政が携わる分野である。 また、相談業務は、個々の秘密の保持が求められているため、県直営で行う必要がある。 【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】 ①検討内容 — ②検討結果 — | |
| 企業 管理部 総務企画課 | 36 | 上水道事業 | 【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】 県内の水道事業体の運営基盤に地域格差があることを踏まえ、望ましい県内水道事業の経営形態など「県内水道の統合・広域化」についてまず検討することとしているため。 【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】 ①検討内容 — ②検討結果 — | |

| 所管 部局 | 主務課 | No. | 施設の名称 (所在市町村) | 直営により管理する理由 |
|----------|----------------|-----|------------------------------|---|
| 企業 | 工業用水部 施設設備課 | 37 | 工業用水道事業 | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>—</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広範囲にわたる施設の維持・管理には多額の費用を必要とし、将来に渡る安定的な水源確保等を考慮すると、民間事業者の参入は難しい。 ・安定的な給水体制を確保して利用者ニーズに応えており、指定管理制度の導入による新たなサービスは期待できない。 ・浄水場の管理委託については一般競争入札により受託者を選定し、コスト縮減を図っている。 <p>②検討結果</p> <p>事業規模などを考慮すると民間事業者の参入は難しく、当面の間は県直営が適当である。</p> |
| 病院 | 経営管理課 | 38 | 千葉県立病院 がんセンター (千葉市) | <p>【指定管理者制度の導入を検討しない特段の理由】</p> <p>—</p> <p>【「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の視点による検討概要】</p> <p>①検討内容</p> <p>県立病院は、がん、循環器などの高度専門医療や三次救急医療など全県や複数医療圏を対象とする医療と、医療資源が十分でなく医師等の確保も困難な地域における一般医療の中核的な役割を担っており、これらの役割を継続して担うために必要な医師や看護師等を確保できる法人を指定管理者として選定することは極めて困難と考えられる。</p> <p>適切な指定管理者が選定できなかった場合や選定した指定管理者による病院運営が軌道に乗らなかった場合に、公設公営方式により従来担ってきた医療を継続することが不可能となるリスクがある。</p> |
| | | 39 | 千葉県立病院 救急医療センター (千葉市) | |
| | | 40 | 千葉県立病院 精神科医療センター (千葉市) | |
| | | 41 | 千葉県立病院 こども病院 (千葉市) | |
| 病院 | 経営管理課 | 42 | 千葉県立病院 循環器病センター (市原市) | <p>②検討結果</p> <p>上記の理由により、県直営とし、当面は地方公営企業法全部適用の機能を十分発揮できるよう運営していく。</p> |
| | | 43 | 千葉県立病院 佐原病院 (香取市) | |